

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(永年勤続者の表彰) 第 5 条 <u>委員会の所管に係る学校の職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 204 条第 1 項に規定する常勤の職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員及び学校栄養職員に限る。以下「教職員」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、委員会はこれを表彰することができる。</u>	(永年勤続者の表彰) 第 5 条

<p>(1) <u>勤続期間が満20年以上の者</u></p> <p>(2) <u>勤続期間が満30年以上の者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>勤続期間等の計算</u>)</p> <p>第6条 <u>前条第1項の勤続期間は教職員に採用された日から、同条第2項の委嘱期間は初めて学校医等に委嘱された日から、それぞれ基準日(11月3日をいう。以下同じ。)</u>の前日までの年月数(1月未満の端数は1月に切り上げる。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>欠格</u>)</p> <p>第7条 <u>基準日前1年以内において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に基づく懲戒の処分を受けた教職員及び基準日の前日において同法第28条第2項各号の規定に基づき休職中の教職員は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る表彰を受けることができない。</u></p> <p>第8条～第12条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(<u>委嘱期間の計算</u>)</p> <p>第6条 <u>前条の委嘱期間は、初めて学校医等に委嘱された日から、基準日(11月3日をいう。)</u>の前日までの年月数(1月未満の端数は1月に切り上げる。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第11条 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。